



申11号「電気部門の変革2022」に関する説明申し入れ（第3回交渉）その1

第14項 現状で配置されているメンテナンスセンターを廃止する基準と根拠を明確にすること。

- ・新幹線の新たな組織体制に合わせて、ゼロベースで最適な配置を考えた結果である。
- ・電力ではキロ数、信通では連動装置の数や規模などに重きを置いて判断している。
- ・小山は、従来からTEMSの拠点があり、基地線もあることからメンテナンスセンターを設置する。

第15項 新幹線担当者の融合教育を行う目的を明確にすること。

第16項 融合教育のカリキュラムを明確にすること。

- ・2020年までに、研修・OJTを組み合わせ、最低限初動対応が出来るレベルを目指す。
- ・通信の仕事では無線の資格が必要となることから、信号担当社員にも取得を広げていく。
- ・新幹線の訓練設備も増やしていく。引き続きレベルアップは追求していく。

第17項 直轄化する検査について、遮断器の範囲を明確にすること。

- ・き電用遮断機と切替遮断器が対象となる。送出しの重要な装置なので対象とする。
- ・変電設備については、保全巡回も直轄化する。
- ・信号通信については、変更は予定していない。今回、直外区分を見直さない。

第18項 在幹共有駅における、保守区分の変更の有無を明確にすること。

- ・従来は支社で設備ごとに指定していた。新組織では、一定の統一した考え方を整理していきたい。
- ・建築、土木、電力、通信では技術領域が違えば境界点が違う。今社内で検討している。
- ・駅によって形態が違うので個別整理が必要。統一することを基本として考えている。
- ・駅の設備を在来・新幹線分けることで、TEMSも含めて対応が複雑化する。わかりやすく、混乱しないようにしていく。

第19項 組織を分離したことによって生じる、財産の保守区分の整理について明確にすること。

- ・財産の保守責任者は、新幹線技術センターの単位になる。各所長が責任者になる。
- ・財産の区分と保守の区分については、個別の対応が必要になる。スタンスは整理していく。
- ・決裁のフローや手順整理は特に従来と大きな変更はない。
- ・財産の区分は全システムに関わるので全体スケジュールに則って進めていく。

第20項 保守作業の調整等を行う担当者の配置について明確にすること。

- ・新幹線の保守作業に関わる調整は、各メンテナンスセンターが行う事を基本とする。
- ・技術センターで実態把握のために集約することはあるだろうが、エリアも広いのでメンテナンスセンターで対応する方が良いと考えた。
- ・停電計画は技セで集約しており、調整は技セとなる。今までと大きく変わることはない。

第21項 在来線におけるメンテナンス体制について、将来の展望を首都圏と地方線区それぞれについて明確にすること。

- ・システムチェンジやモニタリング導入などで、その時々にあった効率的な体制にしていく考えだ。
- ・東京100mk圏と新在直通区間では、重要性や異常時の影響などを考えて、直轄体制を維持する。
- ・首都圏と地方線区では線区のグレードがある。エリアの重要性を鑑みて、投資やシステムチェンジも変わってくる。そういった所でメリハリを付けていきたい。
- ・日本全体の労働人口が減っている。都度、最適な執行体制をつくっていく。

～その2に続く～